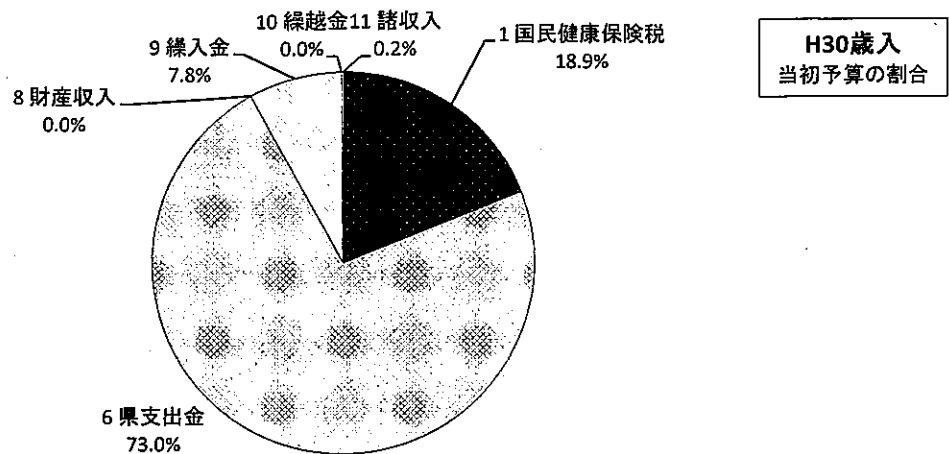


1 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

(I) 歳入

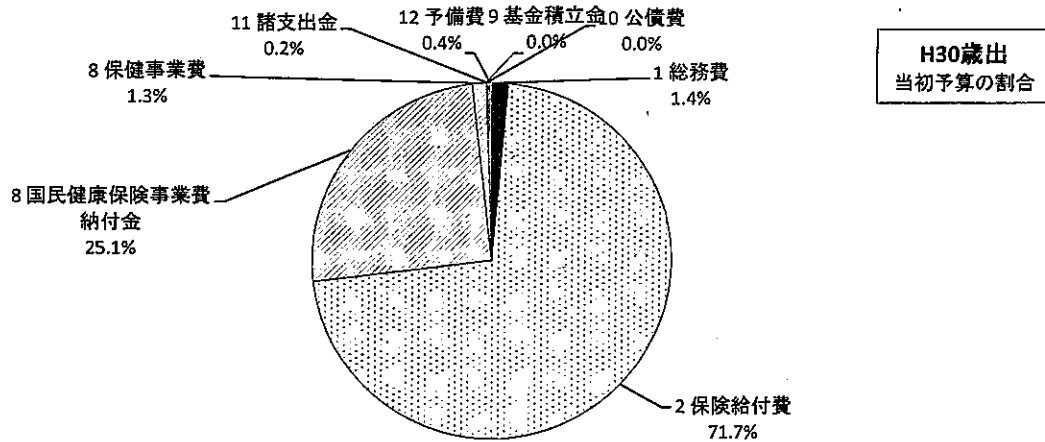
※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。



科目	平成30年度 当初予算額 (千円)	平成29年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,537,886	1,646,214	0.93	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,516,923	1,601,903	0.95	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	20,963	44,311	0.47	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、平成27年度から新規適用終了
2 使用料及び手数料	600	800	0.75	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	2	1,684,882	0.00	国から交付される補助金等
4 療養給付費等交付金	1	198,978	0.00	退職被保険者の医療費に係る交付金
5 前期高齢者交付金	0	3,330,143	0.00	前期高齢者(65~74歳)の加入者数に応じ、各保険者の財政調整を行うための交付金
6 県支出金	5,945,975	447,226	13.30	県から交付される補助金等
県負担金	5,937,206	59,653	99.53	保険給付費に応じて交付される交付金や各市町村の取り組みに応じて交付される交付金
県補助金	8,768	387,573	0.02	県単独医療費助成制度の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	1	0	—	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
7 共同事業交付金	0	1,909,560	0.00	国保連合会が実施主体となり、県内市町村からの拠出金により医療費負担を共有する事業の交付金
8 財産収入	877	848	1.03	財政調整基金の運用利子
9 繰入金	638,859	768,456	0.83	・定めに基づく一般会計からの繰入金 ・財政調整基金からの繰入金 66,000千円 (H28年度 440,817千円 H29年度259,909千円)
10 繰越金	1	10,001	0.00	前年度からの繰越金
11 諸収入	16,470	14,741	1.12	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
12 市債	1	0	—	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	8,140,672	10,011,849	0.81	

(2) 歳出

※ 図表の数値は、表示単位未満を四捨五入等で記載しており、合計数値等と一致しないことがあります。



科目	平成30年度 当初予算額 (千円)	平成29年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	117,161	130,735	0.90	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,834,229	6,199,557	0.94	国保加入者に対する保険給付
療養諸費（一般）	4,976,629	5,235,256	0.95	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
"（退職）	48,662	144,500	0.34	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費（一般）	745,995	735,500	1.01	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
"（退職）	8,476	28,500	0.30	
移送費	450	194	2.32	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	33,617	33,617	1.00	出産1件につき404,000円（産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算）を給付
葬祭費	4,500	4,500	1.00	葬祭1件につき30,000円を給付
審査手数料	15,900	17,490	0.91	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 後期高齢者支援金等	0	1,229,320	0.00	後期高齢者医療制度への支援金 国保加入者全員（0-74歳）が負担
4 前期高齢者納付金等	0	1,678	0.00	前期高齢者（65-74歳）の加入者数に応じ、各保険者の財政調整を行うための納付金
5 老人保健拠出金	0	61	0.00	旧老人保健制度（平成20年度廃止）への拠出金（精算分）
6 介護納付金	0	353,704	0.00	介護保険制度への納付金 介護保険第2号被保険者（40-64歳）が負担
7 共同事業拠出金	0	1,948,533	0.00	国保連合会が実施主体となり、県内市町村からの拠出金により医療費負担を共有する事業の拠出金
8 国民健康保険事業費納付金	2,041,668	0	—	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,403,659	0	—	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	481,444	0	—	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	143,576	0	—	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	12,989	0	—	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
9 財政安定化基金拠出金	1	0	#DIV/0!	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金（交付金の1/3）
10 保健事業費	102,484	103,166	0.99	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、35歳節目健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
11 基金積立金	878	848	1.04	財政調整基金への積立金
12 公債費	2	1	0.00	一時借入金の利息
13 諸支出金	14,249	14,246	1.00	過年度国保税の還付金、過年度国庫補助金等の精算に伴う返還金など
14 予備費	30,000	30,000	0.00	予備費
計	8,140,672	10,011,849	0.81	

2 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(1) 事業費納付金額

	納付金(激変緩和前)	激変緩和措置額	納付金(激変緩和後)
試算(11月)	2,186,056千円	△116,837千円	2,069,219千円
本算定	2,151,307千円	△120,907千円	2,030,400千円

※納付金には、過年度の前期高齢者交付金の精算金が上乗せされている。

平成29年12月の診療報酬改定で薬価が引き下げられたことから、納付金額は11月試算に比べ、3,881万9千円の減額となった。

(2) 一人当たり事業費納付金額

(円)

	H28年度	H30年度 (激変緩和前)	H28→H30 2カ年伸率 (%)	H30年度 (激変緩和後)	H28→H30 2カ年伸率 (%)
試算(11月)	113,378	122,044	107.6	115,521	101.9
本算定	112,572	120,104	106.7	113,354	100.7
県全体	117,739	120,831	102.6	118,147	100.3

※一人当たり納付金は、過年度の前期高齢者交付金の精算金を上乗せした納付金を被保険者数で除して算出している。

激変緩和措置は、財源の範囲内で一定割合を設定し、一人当たり納付金の2カ年伸び率を抑え、市町村納付金を減額することとなっている。

射水市の2カ年伸び率は激変緩和前106.7%であったが、激変緩和後100.7%の伸び率となった。

(3) 標準保険料率

	医療分				後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
県全体	0.961	6.32	35,910	—	2.41	13,635	—	2.15	16,025	—
射水市	0.945	6.49	26,135	13,110	2.35	9,496	6,532	2.11	10,997	5,355
射水市現行税率		6.8	24,000	24,000	1.9	5,000	5,000	1.2	5,300	6,000

射水市は、県内でも医療水準が低位にあることから、一般的には納付金は少なくなるが、平成30年度については、過年度前期高齢者交付金の精算金が、納付金に上乗せされており、これに基づいた一人当たり納付金・標準保険料率となっている。

なお、この精算金の影響は平成31年度をもって終了することから、平成32年度以降の標準保険料率が今後の本市の保険料率の参考となる。

県の激変緩和措置：国からの財政支援約2億8,300万円と県繰入金約2億5,500万円を活用して、県内市町村の納付金が平成28年度と比較して著しく増加しないようにするもの。なお、この激変緩和措置は平成35年度まで継続して実施される。

3 平成30年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について

本市においては、平成27年度以降収支均衡を図るため、財政調整基金から繰り入れを行っている。

平成30年度においても、保険税率を据え置き、財政調整基金からの繰り入れを行った予算案となっている。

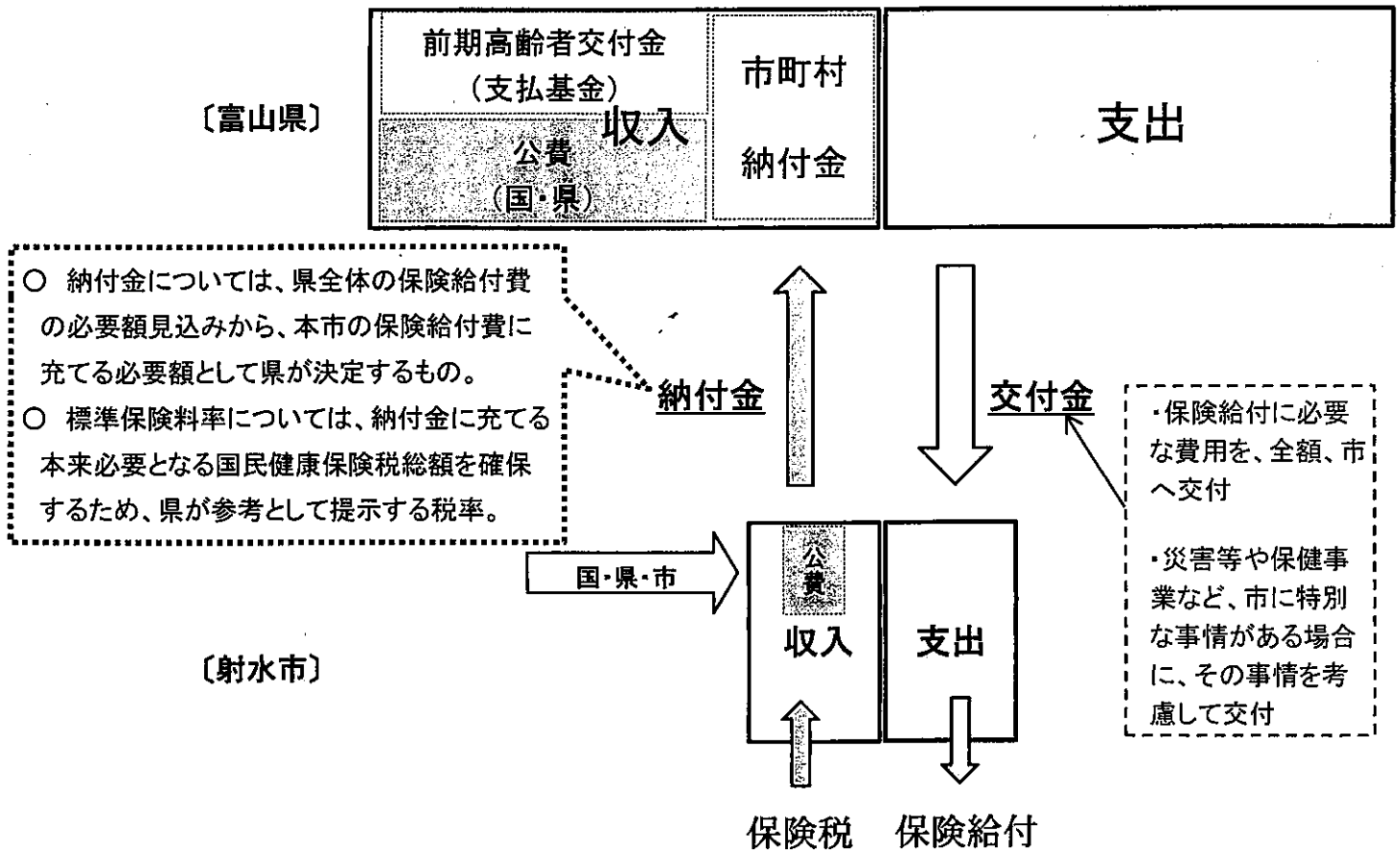
国民健康保険財政調整基金の残高見込

単位：千円

年 度	年度当初基金残高	取 崩 額	年度末基金残高
平成27年度	986,884	160,000	827,423
平成28年度	827,423	130,000	698,141
平成29年度	698,141	135,000(予算案)	563,141(見込)
平成30年度	563,141(見込)	66,000(予算案)	497,141(見込)

参 考

平成30年度以降の国民健康保険事業会計のしくみ



4 射水市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正について

(1) 趣旨

国民健康保険事業財政調整基金の処分については、地方財政法で定める積立金の処分に関する規定を準用し、収支に不足が生じた場合等の財源に充てることとしているが、平成30年度からの国民健康保険制度改革(県単位化)を見据え、保健事業等の個別事業への充当を可能とすることにより、基金の有効活用を図るため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正内容

国民健康保険事業財政調整基金の処分について、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- ① 国民健康保険事業に係る財源が不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- ② 保健事業の経費に係る財源に充てるとき。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める国民健康保険事業の経費に係る財源に充てるとき。

(3) 施行期日

平成30年4月1日

5 平成30年度税制改正（案）の要旨（国民健康保険税）について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため見直しを行うもの。

区 分	賦 課 限 度 額		引上額
	現 行	改 正 案	
医療分	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金分	16万円	16万円	—
合 計	89万円	93万円	4万円

(2) 低所得者に係る国民健康保険税軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、基準の見直しを行うもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改 正 案
7 割	基礎控除額 33 万円	現行どおり
5 割	基礎控除額 33 万円 + 27 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属 者数)	基礎控除額 33 万円 + 27.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属 者数)
2 割	基礎控除額 33 万円 + 49 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属 者数)	基礎控除額 33 万円 + 50 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属 者数)